

流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第50号

流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

流域下水道事業財務規則（令和2年岩手県規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(直接払の手続)</p> <p>第71条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 本庁の出納員は、納入告知書、納入通知票、納付書又は納付票等で、領収証書と一体となっている書類に添えて現金の払込みを要するものについては、出納取扱金融機関をして払い込ませることができる。この場合において、本庁の出納員は、当該経費に係る支払証票に当該納入に関する書類を添えて、これを出納取扱金融機関に<u>交付し、支出票に出納取扱金融機関の受領印を徴するものとする。</u></p> <p>7 本庁の出納員は、次の各号に掲げる控除額については、出納取扱金融機関をして払い込ませることができる。この場合において、本庁の出納員は、当該経費に係る支払証票に当該各号に定める書類を添えて、これを出納取扱金融機関に<u>交付し、支出票に出納取扱金融機関の受領印を徴するものとする。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県民税及び市町村民税 当該市町村別の納付書又は納入書</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>(随意契約によることができる額)</p> <p>第194条 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号の管理規程で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1"><tbody><tr><td>1 工事又は製造の請負</td><td>250万円</td></tr><tr><td>2 財産の買入れ</td><td>160万円</td></tr><tr><td>3 物件の借入れ</td><td>80万円</td></tr><tr><td>4 財産の売払い</td><td>50万円</td></tr><tr><td>5 物件の貸付け</td><td>30万円</td></tr><tr><td>6 前各号に掲げるもの以外のもの</td><td>100万円</td></tr></tbody></table> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第199条 特定調達契約につき一般競争入札に付する場合にお</p>	1 工事又は製造の請負	250万円	2 財産の買入れ	160万円	3 物件の借入れ	80万円	4 財産の売払い	50万円	5 物件の貸付け	30万円	6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円	<p>(直接払の手続)</p> <p>第71条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 本庁の出納員は、納入告知書、納入通知票、納付書又は納付票等で、領収証書と一体となっている書類に添えて現金の払込みを要するものについては、出納取扱金融機関をして払い込ませることができる。この場合において、本庁の出納員は、当該経費に係る支払証票に当該納入に関する書類を添えて、これを出納取扱金融機関に<u>交付するものとする。</u></p> <p>7 本庁の出納員は、次の各号に掲げる控除額については、出納取扱金融機関をして払い込ませることができる。この場合において、本庁の出納員は、当該経費に係る支払証票に当該各号に定める書類を添えて、これを出納取扱金融機関に<u>交付するものとする。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県民税、市町村民税及び森林環境税 当該市町村別の納付書又は納入書</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>(随意契約によることができる額)</p> <p>第194条 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号の管理規程で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1"><tbody><tr><td>1 工事又は製造の請負</td><td>400万円</td></tr><tr><td>2 財産の買入れ</td><td>300万円</td></tr><tr><td>3 物件の借入れ</td><td>150万円</td></tr><tr><td>4 財産の売払い</td><td>100万円</td></tr><tr><td>5 物件の貸付け</td><td>50万円</td></tr><tr><td>6 前各号に掲げるもの以外のもの</td><td>200万円</td></tr></tbody></table> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第199条 特定調達契約につき一般競争入札に付する場合にお</p>	1 工事又は製造の請負	400万円	2 財産の買入れ	300万円	3 物件の借入れ	150万円	4 財産の売払い	100万円	5 物件の貸付け	50万円	6 前各号に掲げるもの以外のもの	200万円
1 工事又は製造の請負	250万円																								
2 財産の買入れ	160万円																								
3 物件の借入れ	80万円																								
4 財産の売払い	50万円																								
5 物件の貸付け	30万円																								
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円																								
1 工事又は製造の請負	400万円																								
2 財産の買入れ	300万円																								
3 物件の借入れ	150万円																								
4 財産の売払い	100万円																								
5 物件の貸付け	50万円																								
6 前各号に掲げるもの以外のもの	200万円																								

ける第181条の規定の適用については、同条中「10日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあつては、15日）」とあるのは「40日（一連の調達契約（特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。以下この節において同じ。）のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日。ただし、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨規定した場合に限る。））」と、「新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「岩手県報」と、「5日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあつては、10日）」とあるのは「10日」とする。

（一般競争入札についての公告事項）

第200条 前条の規定により読み替えられた第181条の規定による公告は、第182条各号に掲げる事項及び第183条の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についてもするものとする。

(1) 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

(2)～(6) [略]

2 [略]

（指名競争入札の参加者の指名）

第202条 契約担当者は、特定調達契約につき指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、第192条第2項の規定による通知を行うときは、前条第1項の規定による公示をした日以後、その入札期日の前日から起算して40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前。ただし、最初の契約に係る同項の規定による公示において最初の契約以外の契約に係る同項の規定による公示を少なくとも24日前に行う旨規定した場合に限る。）までにしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日前までに短縮することができる。

ける第181条の規定の適用については、同条中「10日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあつては、15日）」とあるのは「40日」と、「新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「岩手県報」と、「5日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあつては、10日）」とあるのは「10日」とする。

（一般競争入札についての公告事項）

第200条 前条の規定により読み替えられた第181条の規定による公告は、第182条各号に掲げる事項及び第183条の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についてもするものとする。

(1) 特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

(2)～(6) [略]

2 [略]

（指名競争入札の参加者の指名）

第202条 契約担当者は、特定調達契約につき指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、第192条第2項の規定による通知を行うときは、前条第1項の規定による公示をした日以後、その入札期日の前日から起算して40日前までにしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日前までに短縮することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。